

## 板橋区建築物の解体工事等に係る生活環境保全指導要綱

令和4年2月14日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、解体等工事（建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）が及ぼす周辺への影響を鑑み、板橋区内における解体等工事に係る指導事項等を定めることにより、良好な近隣関係の構築を促進し、もって区民等の生活環境の保全に資することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(近隣住民等への周知)

第3条 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、当該解体等工事に伴い騒音、振動、粉じん等が及ぶと判断される近隣住民等に対し、当該解体等工事施工前に当該解体等工事に係る次の各号に掲げる事項を記載した書面の交付等により周知するものとする。

- (1) 建築物等の規模及び構造
- (2) 工期、作業時間及び休工期
- (3) 騒音、振動、粉じん等の公害の防止方法
- (4) 石綿含有の有無（含有があった場合にあっては、その箇所及び除去方法）
- (5) 資材、廃材等の搬出入経路及び工事車両の通行経路
- (6) 安全対策
- (7) 担当者名及びその連絡先
- (8) その他必要な事項

2 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、当該解体等工事に係る前項各号の事項の変更又は近隣住民等から要望があったときは、速やかに再度前項の規定による周知を実施するものとする。

3 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前2項の規定による

周知に関し必要な措置を講ずることにより、当該周知に協力するものとする。

- 4 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第1項及び第2項の規定による周知に関する記録を作成するものとする。
- 5 解体等工事の元請業者は、第1項又は第2項の規定による周知を行った場合は、当該解体等工事の発注者に対し、前項の記録の写しを交付して速やかに報告するものとする。
- 6 解体等工事の元請業者は、第4項の記録を法第18条の15第3項の記録及び書面の写しとともに保存するものとする。
- 7 解体等工事の自主施工者は、第4項の記録を法第18条の15第4項の記録とともに保存するものとする。

(公害防止措置等)

第4条 解体等工事の元請業者、自主施工者等は、当該解体等工事から発生する騒音、振動、粉じん等により、周辺的生活環境が損なわれることのないよう、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 安全上の支障がある場合を除き、養生シート、防音シート、防音パネル等を設置すること。
- (2) 粉じん等が発生する場合は、十分に散水すること。
- (3) 建設機械は低騒音型・低振動型建設機械等を採用し、工法等を工夫すること。
- (4) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第3項及び振動規制法（昭和51年法律第64号）第2条第3項の特定建設作業、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第125条第1項の指定建設作業その他の著しく騒音、振動等が発生させる作業は、作業日、作業時間帯等に配慮すること。
- (5) その他生活環境の保全上、必要と認める措置を講じること。

(報告の徴収等)

第5条 解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者等は、この要綱の目的達成に必要な限度において、区長が職員に行わせる関係人からの必要な報告の徴収、当該解体等工事対象地への立入り、その他の必要な物件の検査又は関係人に対する指導に対して協力するよう努めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 板橋区における建築物等の解体等工事に伴うアスベスト等飛散防止対策とその周知に係る指針（平成19年3月30日区長決定。以下「旧指針」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧指針の規定によりされた指導については、なお従前の例による。